

平成29年2月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成29年2月9日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 平成29年2月9日(木) 午後4時00分
- 3 閉会日時 平成29年2月9日(木) 午後5時00分
- 4 出席委員(13名)

1番 古里厚子 委員	2番 金沢幸弘 委員
3番 小野寺邦男 委員	4番 田中誠 委員
5番 高舘孝 委員	7番 久田伸一 委員
8番 木村喜和 委員	9番 吉田勝 委員
10番 三浦英雄 委員	12番 新山秀男 委員
13番 斎藤正 委員	14番 渡辺耕一 委員
15番 金淵盛一 委員	
- 5 欠席委員(2名)

6番 四木俊一 委員	11番 山内松次郎 委員
------------	--------------
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第32号 農地の転用事実に関する照会について
議案第18号 農地法第3条第1項の規程に基づく農業委員会の許可について
議案第19号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第20号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について
議案第21号 平成29年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃貸借料情報について
議案第22号 競(公)売買受適格者の証明について
議案第23号 農業経営基盤の強化に関する基本構想の一部改正について
- 7 会議録署名委員

1番 古里厚子 委員	2番 金沢幸弘 委員
------------	------------
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 局長 高橋宏典	事務局 次長 佐藤一也
事務局 主事 川村徹朗	
- 9 書 記
事務局 主事 川村徹朗

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成29年1月26日告示招集いたしました平成29年2月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成29年1月26日告示招集されました平成29年2月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は6番 四木 俊一委員、11番 山内 松次郎委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

1番 古里 厚子委員、2番 金沢 幸弘委員を指名します。

参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には川村主事を任命します。

次に会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第18号で14番 渡辺 耕一委員、議案第20号で12番 新山 秀男委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第23号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第30号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第30号を報告済みといたします。

次に報告第31号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第31号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第31号を報告済みといたします。

次に報告第32号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第32号「農地の転用事実に関する照会について」
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第32号を報告済みといたします。

次に、議案第18号を上程する前に、14番 渡辺 耕一委員が会議規則第11号に抵触しますので、退席します。
(渡辺委員退室)

つづいて、議案第18号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。

9番 現地調査は、私他2名で行いました。
吉田委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

3番 93番、94番の贈与ですが、交換移転ということでしょうか。
小野寺委員

次 長 交換移転ということになります。行政書士から上がってきた申請書に贈与と明記されているので交換移転と同じことですが贈与という扱いになっております。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
これより議案第18号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第18号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第18号の審議が終了しましたので、渡辺 耕一委員の入室を求めます。
(渡辺委員入室)

次に議案第19号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第19号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画
（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することを求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

3番 34番ですが、賃借料が10,000円で備考欄に12,000円と記載がありますが、どちらが
小野寺委員 正しいですか。

川村主事 12,000 円が正しい金額です。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより議案第 19 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は要請することに決定いたしました。

次に、議案第 20 号を上程する前に、12 番 新山 秀男委員が会議規則第 11 条に抵触しますので、退席します。

(新山委員退室)

つづいて、議案第 20 号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 20 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。なお、証明願が遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認することを求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより議案第 20 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は承認することに決定いたしました。

議案第20号の審議が終了しましたので、新山 秀男委員の入室を求めます。

(新山委員入室)

次に、議案第21号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第21号「平成29年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃貸借料情報について」平成29年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃借料情報について、別紙のとおり決定し公表するので承認を求めるものであります。

(説明省略)

議長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第22号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第22号「競（公）売買受適格者の証明について」

農地法第3条第1項の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可することを求めるものであります。

（説明省略）

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第22号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第22号は証明することに決定いたしました。

次に議案第23号で産業課の担当者より説明がございますので担当者が来るまで休憩します。

（担当者入室）

次に、議案第23号を上程いたします。
産業課から提案理由の説明をいたします。
産業課担当者の説明を求めます。

事務局長 議案第23号「農業経営基盤の強化に関する基本構想の一部改正について」
農業経営基盤の強化に関する基本構想を次のように一部改正するので意見を求めるものであります。

産業課担当者の佐々木より説明を致します。

（説明省略）

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第23号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第23号は承認することに決定いたしました
以上をもちまして、六戸町農業委員会2月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会午後5時00分 】